

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（令和5年淡路市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分	事務
1 条例 別表第 1 第 1 項 第 1 号	(1) 外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 (4) 外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 (5) 外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務 (6) 外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業に関する事務 (9) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

	(10) 外国人に対する生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
2 条例 別表第 1 第 1 項第 2 号	(1) 淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年淡路市条例第106号。以下「福祉医療費助成条例」という。）第2条第1号に規定する対象者（以下「高齢期移行者」という。）の資格の認定に関する事務 (2) 福祉医療費助成条例第3条第1項第1号に規定する高齢期移行者の医療費の助成に関する事務
3 条例 別表第 1 第 1 項第 3 号	(1) 福祉医療費助成条例第2条第2号に規定する対象者（以下「重度障害者」という。）の資格の認定に関する事務 (2) 福祉医療費助成条例第3条第1項第2号に規定する重度障害者の医療費の助成に関する事務
4 条例 別表第 1 第 1 項第 4 号	(1) 福祉医療費助成条例第2条第3号に規定する対象者（以下「乳幼児等」という。）の資格の認定に関する事務 (2) 福祉医療費助成条例第3条第1項第3号及び第4号に規定する乳幼児等の医療費の助成に関する事務
5 条例 別表第 1 第 1 項第 5 号	(1) 福祉医療費助成条例第2条第24号に規定する対象者（以下「母子家庭等」という。）の資格の認定に関する事務 (2) 福祉医療費助成条例第3条第1項第5号に規定する母子家庭等の医療費の助成に関する事務
6 条例 別表第 1 第 1 項第 6 号	(1) 高齢重度障害者の資格の認定に関する事務 (2) 高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務
7 条例 別表第 1 第 1 項第 7 号	(1) こどもの資格の認定に関する事務 (2) こどもの医療費の助成に関する事務

別表第2（第3条関係）

事務	特定個人情報
1 別表 第1第 1項の 右欄に 掲げる 事務	(1) 保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人（以下「要保護者等」という。）に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。） (2) 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。） (3) 要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更若しくは同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。） (4) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当支給関係情報」という。） (5) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報 (6) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 (7) 要保護者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

	(8) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 (9) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報 (10) 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付保険給付の支給若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給、同法第115条の45の地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険関係情報」という。） (11) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (12) 要保護者等に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (13) 要保護者等に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報 (14) 要保護者等に係る健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報
2 別表 第1第2項の 右欄に掲げる 事務	(1) 高齢期移行者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）による保険給付の支給に関する情報（以下「健康保険関係情報」という。） (2) 高齢期移行者に係る船員保険法（昭和14年法律第73号）による保険給付の支給に関する情報（以下「船員保険関係情報」という。） (3) 高齢期移行者に係る国民健康保険給付関係情報 (4) 高齢期移行者に係る後期高齢者医療給付関係情報 (5) 高齢期移行者に係る国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報（以下「国家公務員共済組合関係情報」という。）

	報」という。) (6) 高齢期移行者に係る地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報(以下「地方公務員等共済組合関係情報」という。) (7) 高齢期移行者に係る私立学校教職員法による保険給付の支給に関する情報(以下「私立学校教職員関係情報」という。) (8) 高齢期移行者に係る生活保護関係情報 (9) 高齢期移行者に係る外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う保護の実施、同法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う保護の変更、同法第25条第1項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第26条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。) (10) 高齢期移行者に係る地方税関係情報 (11) 高齢期移行者に係る介護保険関係情報
3 別表 第1第 3項の 右欄に 掲げる 事務	(1) 重度障害者に係る健康保険関係情報 (2) 重度障害者に係る船員保険関係情報 (3) 重度障害者に係る国民健康保険関係情報 (4) 重度障害者に係る国家公務員共済組合関係情報 (5) 重度障害者に係る地方公務員等共済組合関係情報 (6) 重度障害者に係る私立学校教職員関係情報 (7) 重度障害者に係る身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「身体障害者手帳交付等関係情報」という。) (8) 重度障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神保健福祉手帳の交付に関する情報(以下「精神保健福祉手帳交付等関係情報」という。) (9) 重度障害者に係る療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)第4条第1項及び第2項に規定する療育手帳の記載事項等に関する情報(以下「療育手帳交付等関係情報」という。)

	(10) 重度障害者及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第87条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該重度障害者の生計を維持する者（以下「重度障害者等」という。）に係る生活保護関係情報 (11) 重度障害者等に係る外国人生活保護関係情報 (12) 重度障害者等に係る地方税関係情報
4 別表 第1第 4項の 右欄に 掲げる 事務	(1) 乳幼児等に係る健康保険関係情報 (2) 乳幼児等に係る船員保険関係情報 (3) 乳幼児等に係る国民健康保険関係情報 (4) 乳幼児等に係る国家公務員共済組合関係情報 (5) 乳幼児等に係る地方公務員等共済組合関係情報 (6) 乳幼児等に係る私立学校教職員関係情報 (7) 乳幼児等に係る身体障害者手帳交付等関係情報 (8) 乳幼児等に係る精神保健福祉手帳交付等関係情報 (9) 乳幼児等に係る療育手帳交付等関係情報 (10) 乳幼児等、福祉医療費助成条例第2条第8号及び第9号に規定する乳児保護者及び幼児等保護者並びに当該乳幼児等の扶養義務者で当該乳幼児等の生計を維持する者（以下「乳幼児等保護者等」という。）に係る生活保護関係情報 (11) 乳幼児等及び乳幼児等保護者等に係る外国人生活保護関係情報 (12) 乳幼児等及び乳幼児等保護者等に係る地方税関係情報
5 別表 第1第 5項の 右欄に 掲げる 事務	(1) 母子家庭等に係る健康保険関係情報 (2) 母子家庭等に係る船員保険関係情報 (3) 母子家庭等に係る国民健康保険関係情報 (4) 母子家庭等に係る国家公務員共済組合関係情報 (5) 母子家庭等に係る地方公務員等共済組合関係情報 (6) 母子家庭等に係る私立学校教職員関係情報 (7) 母子家庭等、福祉医療費助成条例第2条第21号に規定する養育者及び当該母子家庭等の扶養義務者で主として母子家庭等の生計を維持する者（以下「養育者等」という。）

	に係る生活保護関係情報 (8) 母子家庭等及び養育者等に係る外国人生活保護関係情報 (9) 母子家庭等及び養育者等に係る児童扶養手当支給関係情報 (10) 母子家庭等及び養育者等に係る地方税関係情報
6 別表 第1第 6項の 右欄に 掲げる 事務	(1) 高齢重度障害者に係る後期高齢者医療給付関係情報 (2) 高齢重度障害者に係る身体障害者手帳交付等関係情報 (3) 高齢重度障害者に係る精神保健福祉手帳交付等関係情報 (4) 高齢重度障害者に係る療育手帳交付等関係情報 (5) 高齢重度障害者及びその配偶者並びに高齢重度障害者の扶養義務者で当該高齢重度障害者の生計を維持する者(以下「高齢重度障害者等」という。)に係る生活保護関係情報 (6) 高齢重度障害者等に係る外国人生活保護関係情報 (7) 高齢重度障害者等に係る地方税関係情報
7 別表 第1第 7項の 右欄に 掲げる 事務	(1) こどもに係る健康保険関係情報 (2) こどもに係る船員保険関係情報 (3) こどもに係る国民健康保険関係情報 (4) こどもに係る国家公務員共済組合関係情報 (5) こどもに係る地方公務員等共済組合関係情報 (6) こどもに係る私立学校教職員関係情報 (7) こどもに係る身体障害者手帳交付等関係情報 (8) こどもに係る精神保健福祉手帳交付等関係情報 (9) こどもに係る療育手帳交付等関係情報 (10) こども、当該こどもの親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者及び当該こどもの扶養義務者で当該こどもの生計を維持する者(以下「こども保護者等」という。)に係る生活保護関係情報 (11) こども及びこども保護者等に係る外国人生活保護関係情報 (12) こども及びこども保護者等に係る地方税関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第 1 (第 2 条関係)		別表第 1 (第 2 条関係)	
区分	事務	区分	事務
1 条 例 別 表 第 1 第 1 項	(1) 外国人に対する生活保 護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条第 1 項の 規定に準じて行う保護の実 施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保 護法第 2 4 条第 1 項の規定 に準じて行う保護の開始若 しくは同条第 9 項の規定に 準じて行う保護の変更の申 請の受理、その申請に係る 事実についての審査又はそ の申請に対する応答に関す る事務 (3) 外国人に対する生活保 護法第 2 5 条第 1 項の規定 に準じて行う職権による保 護の開始又は同条第 2 項の 規定に準じて行う職権によ る保護の変更に関する事務 (4) 外国人に対する生活保 護法第 2 6 条の規定に準じ て行う保護の停止又は廃止 に関する事務 (5) 外国人に対する生活保 護法第 2 9 条第 1 項の規定 に準じて行う資料の提供等 の求めに関する事務 (6) 外国人に対する生活保 護法第 5 5 条の 4 第 1 項の	1 条 例 別 表 第 1 第 1 項 第 1 号	(1) 外国人に対する生活保 護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条第 1 項の 規定に準じて行う保護の実 施に関する事務 (2) 外国人に対する生活保 護法第 2 4 条第 1 項の規定 に準じて行う保護の開始若 しくは同条第 9 項の規定に 準じて行う保護の変更の申 請の受理、その申請に係る 事実についての審査又はそ の申請に対する応答に関す る事務 (3) 外国人に対する生活保 護法第 2 5 条第 1 項の規定 に準じて行う職権による保 護の開始又は同条第 2 項の 規定に準じて行う職権によ る保護の変更に関する事務 (4) 外国人に対する生活保 護法第 2 6 条の規定に準じ て行う保護の停止又は廃止 に関する事務 (5) 外国人に対する生活保 護法第 2 9 条第 1 項の規定 に準じて行う資料の提供等 の求めに関する事務 (6) 外国人に対する生活保 護法第 5 5 条の 4 第 1 項の

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
	規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業に関する事務 (9) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 (10) 外国人に対する生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務		規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8) 外国人に対する生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業に関する事務 (9) 外国人に対する生活保護法第63条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 (10) 外国人に対する生活保護法第77条第1項、第77条の2第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
		<u>2 条例</u>	<u>(1) 淡路市福祉医療費の助</u>
		<u>別表第</u>	<u>成に関する条例（平成17年</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
		<u>1 第 1 項 第 2 号</u>	<u>淡路市条例第 106 号。以下「福祉医療費助成条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する対象者（以下「高齢期移行者」という。）の資格の認定に関する事務</u> <u>(2) 福祉医療費助成条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する高齢期移行者の医療費の助成に関する事務</u>
		<u>3 条例別表第 1 第 1 項 第 3 号</u>	<u>(1) 福祉医療費助成条例第 2 条第 2 号に規定する対象者（以下「重度障害者」という。）の資格の認定に関する事務</u> <u>(2) 福祉医療費助成条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する重度障害者の医療費の助成に関する事務</u>
		<u>4 条例別表第 1 第 1 項 第 4 号</u>	<u>(1) 福祉医療費助成条例第 2 条第 3 号に規定する対象者（以下「乳幼児等」という。）の資格の認定に関する事務</u> <u>(2) 福祉医療費助成条例第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する乳幼児等の医療費の助成に関する事務</u>
		<u>5 条例別表第 1 第 1 項 第 5 号</u>	<u>(1) 福祉医療費助成条例第 2 条第 2 4 号に規定する対象者（以下「母子家庭等」という。）の資格の認定に関する事務</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			<u>(2) 福祉医療費助成条例第3条第1項第5号に規定する母子家庭等の医療費の助成に関する事務</u>
		<u>6 条例</u> <u>別表第1第1項第6号</u>	<u>(1) 高齢重度障害者の資格の認定に関する事務</u> <u>(2) 高齢重度障害者の医療費の助成に関する事務</u>
		<u>7 条例</u> <u>別表第1第1項第7号</u>	<u>(1) こどもの資格の認定に関する事務</u> <u>(2) こどもの医療費の助成に関する事務</u>
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
事務	特定個人情報	事務	特定個人情報
1 別表第1第1項の右欄に掲げる事務	保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人(以下「要保護者等」という。)に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	1 別表第1第1項の右欄に掲げる事務	<u>(1) 保護を必要とする状態にある外国人又は保護を受けていた外国人(以下「要保護者等」という。)に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給に関する情報</u><u>(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)</u> <u>(2) 要保護者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報</u><u>(以下「後期高齢者医療給付関係情報」と</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
要保護者等に係る生活保護法第１９条第１項の保護の実施、同法第２４条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第２５条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更若しくは同法第２６条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法第５５条の４第１項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第５５条の５第１項の進学準備給付金の支給に関する情報 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３１条（同法第３１条の１０において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）第３条の特別児童扶養手当、同法第１７条の障害児福祉手当、同法第２６条の２の特別障害者手当又は国民年金法等の一	<u>いう。)</u> <u>(３)</u> 要保護者等に係る生活保護法第１９条第１項の保護の実施、同法第２４条第１項の保護の開始若しくは同条第９項の保護の変更、同法第２５条第１項の職権による保護の開始若しくは同条第２項の職権による保護の変更若しくは同法第２６条の保護の停止若しくは廃止に関する情報、同法第５５条の４第１項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第５５条の５第１項の進学準備給付金の支給に関する情報 <u>(以下「生活保護関係情報」という。)</u> <u>(４)</u> 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）第４条第１項の児童扶養手当の支給に関する情報 <u>(以下「児童扶養手当支給関係情報」という。)</u> <u>(５)</u> 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３１条（同法第３１条の１０において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報 <u>(６)</u> 要保護者等に係る特別

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 要保護者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付保険給付の支給若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給、同法第115条の45の地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報	児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 <u>（7）</u> 要保護者等に係る地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「<u>地方税関係情報</u>」という。） <u>（8）</u> 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報 <u>（9）</u> 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当（同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をい

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報 要保護者等に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 要保護者等に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報 要保護者等に係る健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報	う。）の支給に関する情報 <u>（10）</u> 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付保険給付の支給若しくは同条第3号の市町村特別給付の支給、同法第115条の45の地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「<u>介護保険関係情報</u>」という。） <u>（11）</u> 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報 <u>（12）</u> 要保護者等に係る国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 <u>（13）</u> 要保護者等に係る年

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第25条第1項の年金生活者支援給付金の支給に関する情報 <u>（14） 要保護者等に係る健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報</u>
	<u>2 別表</u> <u>第1第</u> <u>2項の</u> <u>右欄に</u> <u>掲げる</u> <u>事務</u>		<u>（1） 高齢期移行者に係る健康保険法（大正11年法律第70号）による保険給付の支給に関する情報（以下「健康保険関係情報」という。）</u> <u>（2） 高齢期移行者に係る船員保険法（昭和14年法律第73号）による保険給付の支給に関する情報（以下「船員保険関係情報」という。）</u> <u>（3） 高齢期移行者に係る国民健康保険給付関係情報</u> <u>（4） 高齢期移行者に係る後期高齢者医療給付関係情報</u> <u>（5） 高齢期移行者に係る国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報（以下「国家公務員共済組合関係情報」という。）</u> <u>（6） 高齢期移行者に係る地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報（以下「地方公務員等共</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			<u>済組合関係情報」という。)</u> <u>(7) 高齢期移行者に係る私</u> <u>立学校教職員法による保険</u> <u>給付の支給に関する情報 (以</u> <u>下「私立学校教職員関係情</u> <u>報」という。)</u> <u>(8) 高齢期移行者に係る生</u> <u>活保護関係情報</u> <u>(9) 高齢期移行者に係る外</u> <u>国人に対する生活保護法第</u> <u>1 9 条第 1 項の規定に準じ</u> <u>て行う保護の実施、同法第 2</u> <u>4 条第 1 項の規定に準じて</u> <u>行う保護の開始若しくは同</u> <u>条第 9 項の規定に準じて行</u> <u>う保護の変更、同法第 2 5 条</u> <u>第 1 項の規定に準じて行う</u> <u>職権による保護の開始若し</u> <u>くは同条第 2 項の規定に準</u> <u>じて行う職権による保護の</u> <u>変更又は同法第 2 6 条の規</u> <u>定に準じて行う保護の停止</u> <u>若しくは廃止に関する情報</u> <u>(以下「外国人生活保護関係</u> <u>情報」という。)</u> <u>(1 0) 高齢期移行者に係る</u> <u>地方税関係情報</u> <u>(1 1) 高齢期移行者に係る</u> <u>介護保険関係情報</u>
		<u>3 別表</u> <u>第 1 第</u> <u>3 項の</u>	<u>(1) 重度障害者に係る健康</u> <u>保険関係情報</u> <u>(2) 重度障害者に係る船員</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
		<u>右 欄 に</u> <u>掲 げ る</u> <u>事 務</u>	<u>保険関係情報</u> <u>(3) 重度障害者に係る国民</u> <u>健康保険関係情報</u> <u>(4) 重度障害者に係る国家</u> <u>公務員共済組合関係情報</u> <u>(5) 重度障害者に係る地方</u> <u>公務員等共済組合関係情報</u> <u>(6) 重度障害者に係る私立</u> <u>学校教職員関係情報</u> <u>(7) 重度障害者に係る身体</u> <u>障害者福祉法(昭和24年法</u> <u>律第283号)第15条第1</u> <u>項に規定する身体障害者手</u> <u>帳の交付及びその障害の程</u> <u>度に関する情報(以下「身体</u> <u>障害者手帳交付等関係情報</u> <u>という。)</u> <u>(8) 重度障害者に係る精神</u> <u>保健及び精神障害者福祉に</u> <u>関する法律(昭和25年法律</u> <u>第123号)第45条に規定</u> <u>する精神保健福祉手帳の交</u> <u>付に関する情報(以下「精神</u> <u>保健福祉手帳交付等関係情</u> <u>報」という。)</u> <u>(9) 重度障害者に係る療育</u> <u>手帳制度要綱(昭和48年9</u> <u>月27日厚生省発児第15</u> <u>6号)第4条第1項及び第2</u> <u>項に規定する療育手帳の記</u> <u>載事項等に関する情報(以下</u> <u>「療育手帳交付等関係情報」</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			<u>という。)</u> <u>(1 0) 重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で当該重度障害者の生計を維持する者(以下「重度障害者等」という。)に係る生活保護関係情報</u> <u>(1 1) 重度障害者等に係る外国人生活保護関係情報</u> <u>(1 2) 重度障害者等に係る地方税関係情報</u>
		<u>4 別表</u> <u>第 1 第</u> <u>4 項 の</u> <u>右 欄 に</u> <u>掲 げ る</u> <u>事務</u>	<u>(1) 乳幼児等に係る健康保険関係情報</u> <u>(2) 乳幼児等に係る船員保険関係情報</u> <u>(3) 乳幼児等に係る国民健康保険関係情報</u> <u>(4) 乳幼児等に係る国家公務員共済組合関係情報</u> <u>(5) 乳幼児等に係る地方公務員等共済組合関係情報</u> <u>(6) 乳幼児等に係る私立学校教職員関係情報</u> <u>(7) 乳幼児等に係る身体障害者手帳交付等関係情報</u> <u>(8) 乳幼児等に係る精神保</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			<u>健福祉手帳交付等関係情報</u> <u>(9) 乳幼児等に係る療育手帳交付等関係情報</u> <u>(1 0) 乳幼児等、福祉医療費助成条例第 2 条第 8 号及び第 9 号に規定する乳児保護者及び幼児等保護者並びに当該乳幼児等の扶養義務者で当該乳幼児等の生計を維持する者（以下「乳幼児等保護者等」という。）に係る生活保護関係情報</u> <u>(1 1) 乳幼児等及び乳幼児等保護者等に係る外国人生活保護関係情報</u> <u>(1 2) 乳幼児等及び乳幼児等保護者等に係る地方税関係情報</u>
		<u>5 別表</u> <u>第 1 第</u> <u>5 項の</u> <u>右欄に</u> <u>掲げる</u> <u>事務</u>	<u>(1) 母子家庭等に係る健康保険関係情報</u> <u>(2) 母子家庭等に係る船員保険関係情報</u> <u>(3) 母子家庭等に係る国民健康保険関係情報</u> <u>(4) 母子家庭等に係る国家公務員共済組合関係情報</u> <u>(5) 母子家庭等に係る地方公務員等共済組合関係情報</u> <u>(6) 母子家庭等に係る私立学校教職員関係情報</u> <u>(7) 母子家庭等、福祉医療費助成条例第 2 条第 2 1 号に</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			<u>規定する養育者及び当該母子家庭等の扶養義務者で主として母子家庭等の生計を維持する者（以下「養育者等」という。）に係る生活保護関係情報</u> <u>（８） 母子家庭等及び養育者等に係る外国人生活保護関係情報</u> <u>（９） 母子家庭等及び養育者等に係る児童扶養手当支給関係情報</u> <u>（１０） 母子家庭等及び養育者等に係る地方税関係情報</u>
	<u>６ 別表</u> <u>第 １ 第</u> <u>６ 項 の</u> <u>右 欄 に</u> <u>掲 げ る</u> <u>事務</u>		<u>（１） 高齢重度障害者に係る後期高齢者医療給付関係情報</u> <u>（２） 高齢重度障害者に係る身体障害者手帳交付等関係情報</u> <u>（３） 高齢重度障害者に係る精神保健福祉手帳交付等関係情報</u> <u>（４） 高齢重度障害者に係る療育手帳交付等関係情報</u> <u>（５） 高齢重度障害者及びその配偶者並びに高齢重度障害者の扶養義務者で当該高齢重度障害者の生計を維持する者（以下「高齢重度障害者等」という。）に係る生活保護関係情報</u>

淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を
改正する規則新旧対照表

現 行		改 正 案	
			<u>(6) 高齢重度障害者等に係る外国人生活保護関係情報</u> <u>(7) 高齢重度障害者等に係る地方税関係情報</u>
	<u>7 別表</u> <u>第 1 第</u> <u>7 項の</u> <u>右欄に</u> <u>掲げる</u> <u>事務</u>		<u>(1) こどもに係る健康保険関係情報</u> <u>(2) こどもに係る船員保険関係情報</u> <u>(3) こどもに係る国民健康保険関係情報</u> <u>(4) こどもに係る国家公務員共済組合関係情報</u> <u>(5) こどもに係る地方公務員等共済組合関係情報</u> <u>(6) こどもに係る私立学校教職員関係情報</u> <u>(7) こどもに係る身体障害者手帳交付等関係情報</u> <u>(8) こどもに係る精神保健福祉手帳交付等関係情報</u> <u>(9) こどもに係る療育手帳交付等関係情報</u> <u>(10) こども、当該こどもの親権を行う者、未成年後見人その他の者でこどもを現に監護する者及び当該こどもの扶養義務者で当該こどもの生計を維持する者（以下「こども保護者等」という。）に係る生活保護関係情報</u> <u>(11) こども及びこども保護者等に係る外国人生活保</u>

現 行		改 正 案	
			<u>護関係情報</u> <u>(1 2) こども及びこども保</u> <u>護者等に係る地方税関係情</u> <u>報</u>